

第三期特定健康診査等実施計画

東京西南私鉄連合健康保険組合

最終更新日：平成 31 年 03 月 19 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方			
No.1	ア．被扶養者の特定健診受診率が、対象となる全ての年代で被保険者を大きく下回っている。	➔	ア．健保のHPや健診案内冊子等を活用し、本人や事業主に対し健診の有用性を啓発する。 被扶養者の健診受診の実態を把握し、受診率向上策を立案・実施する。
No.2	エ．1人当たり医療費について、被保険者は循環器系疾患、新生物、内分泌・栄養・代謝疾患の順に、被扶養者は呼吸器疾患が最も高額となっている。 シ・ス・セ．後発医薬品の使用割合は、若年者の使用割合が低く、15歳未満の使用割合は60%を下回っている。	➔	エ・シ・ス・セ．慢性的な循環器系および内分泌・栄養・代謝疾患に加え、花粉症が含まれる呼吸器系疾患の投薬について、後発医薬品への転換を促し、医療費削減を図る。 新たに、被扶養者の若年者層へもアプローチする。
No.3	ケ・コ・サ．受診勧奨基準値以上であっても、半数以上が医療機関で受診することなく、放置している。	➔	ケ・コ・サ．産業保健の保健指導との連携を念頭に、健保保有のデータ分析・活用体制を整える。
No.4	ソ．被保険者のがん検診の中で、胃がん検診（胃部X線検査・胃内視鏡検査）の受診率が最も低く、50%を下回っている。	➔	ソ．被保険者に対し胃がんリスク検診を導入することで、今まで胃がん検診を敬遠していた方の受診を促すとともに、胃がん罹患リスクを低減する。
No.5	イ．被保険者の特定保健指導の実施率は、5%を下回っている。 ウ．特定保健指導の実施による、メタボ該当者の減少率は、40～44歳が38%と他の年代よりも高い。 オ．生活習慣病の一人当たりの医療費は、「高血圧症」「糖尿病」「高脂血症」「人工透析」の順に高額である。 カ・キ・ク．男性の半数近くが肥満の状態にあり、うち8割以上が保健指導基準値以上である。	➔	イ・ウ・オ・カ・キ・ク．「高血圧症」等の「循環器系疾患」、「糖尿病」「高脂血症」等の「内分泌・栄養・代謝系疾患」、は生活習慣改善により予防が期待できるため、特定保健指導を積極的に実施する。 男性に肥満かつ基準値以上が多いことから、より効果の期待できる40歳代を中心とした被保険者を対象とする。
No.6	タ．被扶養者のがん検診の受診率は、全て被保険者の受診率を下回っている。	➔	タ．特定健診の受診向上を推進するとともに、昨年10月実施のアンケートの分析等、被扶養者の検診受診の実態を把握した上で、受診率向上策を検討していく。
No.7	チ．婦人科検診（乳がん・子宮頸がん）の受診率は、10%程度となっている。	➔	チ．婦人科検診（乳がん・子宮頸がん）の重要性・必要性を理解促進のため、ホームページやけんぽ共同健診の利用案内冊子を活用して啓発を行う。 平成30年度実施予定のリスク検診（HPV検査）の動向を確認しつつ、検診受診の環境整備を継続する。

基本的な考え方（任意）

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための特定保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

そのため保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援する。

そこで特定健康診査の結果に基づき、法令により定められた基準で階層化することにより特定保健指導の対象者を選定し、動機付け支援および積極的支援を法令により定められた内容で実施する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名	特定健診（被保険者）	対応する健康課題番号	No.5
--------------	------------	------------	------

↓

<p>事業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>事業所が行う定期健康診断と健保が行う生活習慣病健診を併せて実施</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>事業所が行う定期健康診断と健保が行う生活習慣病健診を併せて実施</td> </tr> </table>	対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者	方法	事業所が行う定期健康診断と健保が行う生活習慣病健診を併せて実施	体制	事業所が行う定期健康診断と健保が行う生活習慣病健診を併せて実施	<p>事業目標</p> <p>受診率100%を目標とする</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受診率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: center;">※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。</p>	評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	アウトカム指標							受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	アウトプット指標							回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者																																									
方法	事業所が行う定期健康診断と健保が行う生活習慣病健診を併せて実施																																									
体制	事業所が行う定期健康診断と健保が行う生活習慣病健診を併せて実施																																									
評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																				
アウトカム指標																																										
受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%																																				
アウトプット指標																																										
回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回																																				

実施計画		
H30年度	R1年度	R2年度
継続	継続	継続
R3年度	R4年度	R5年度
継続	継続	継続

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	40歳以上の被扶養者を主な対象とした「けんぼ共同健診」として実施
体制	自宅に対象者の宛名で案内冊子を送付

事業目標

受診率の向上		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	アウトカム指標						
	受診率	25%	25%	25%	25%	30%	30%
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
継続	継続	継続
R3年度	R4年度	R5年度
継続	継続	継続

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.5

事業の概要

対象	対象事業所：一部の事業所、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	母体診療所ならびに委託業者にて実施
体制	・対象者の名簿を事業所に渡して、実施までの運用を事業所が主体で実施 ・事業所へ委託業者と同行し実施の詳細説明

事業目標

メタボリックシンドロームの減少を目的とした保健指導の実施率向上を目指す		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	アウトカム指標						
	実施率	10%	12%	12%	17%	18%	19%
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
事業主と協同して、特定保健指導を受けやすい職場環境を整える	継続	継続
R3年度	R4年度	R5年度
継続	継続	継続

4 事業名 けんぼ共同健診（胃部X線検査、便潜血検査、腹部超音波検査）

対応する健康課題番号 No.6

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	35歳以上の被扶養者を主な対象とした「けんぼ共同健診」として実施
体制	自宅に対象者の宛名で案内冊子を送付

事業目標

生活習慣病およびがんの早期発見を目指す		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	アウトカム指標						
	生活習慣病およびがんの早期発見による受診者の健康保持 (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	受診率（胃部X線検査）	10%	10%	10%	10%	15%	15%
	受診率（便潜血検査）	5%	5%	5%	5%	10%	10%
受診率（腹部超音波検査）	10%	10%	10%	15%	15%	15%	

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
継続	継続	継続
R3年度	R4年度	R5年度
継続	継続	継続

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	74,273 / 93,450 = 79.5 %	74,273 / 93,450 = 79.5 %	74,273 / 93,450 = 79.5 %	75,551 / 93,450 = 80.8 %	75,551 / 93,450 = 80.8 %	75,551 / 93,450 = 80.8 %
		被保険者	67,880 / 67,880 = 100.0 %	67,880 / 67,880 = 100.0 %	67,880 / 67,880 = 100.0 %	67,880 / 67,880 = 100.0 %	67,880 / 67,880 = 100.0 %	67,880 / 67,880 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	6,393 / 25,570 = 25.0 %	6,393 / 25,570 = 25.0 %	6,393 / 25,570 = 25.0 %	7,671 / 25,570 = 30.0 %	7,671 / 25,570 = 30.0 %	7,671 / 25,570 = 30.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	1,300 / 13,000 = 10.0 %	1,560 / 13,000 = 12.0 %	1,560 / 13,000 = 12.0 %	1,950 / 13,000 = 15.0 %	1,950 / 13,000 = 15.0 %	1,950 / 13,000 = 15.0 %
		動機付け支援	867 / 13,000 = 6.7 %	1,040 / 13,000 = 8.0 %	1,040 / 13,000 = 8.0 %	1,300 / 13,000 = 10.0 %	1,300 / 13,000 = 10.0 %	1,300 / 13,000 = 10.0 %
		積極的支援	433 / 13,000 = 3.3 %	520 / 13,000 = 4.0 %	520 / 13,000 = 4.0 %	650 / 13,000 = 5.0 %	650 / 13,000 = 5.0 %	650 / 13,000 = 5.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

1. 特定健康診査の実施に係る目標
平成35年度における被保険者における特定健康診査の実施率100%を目指す。被扶養者における特定健康診査の受診率30%を目指す。
2. 特定保健指導の実施に係る目標
平成35年度における特定保健指導の実施率15%を目指す。

特定健康診査等の実施方法（任意）

1. 委託の有無
 - (1) 特定健康診査
特定健康診査は、被保険者について株式会社イーウェルと委託契約を結び、被扶養者および任意継続被保険者については「けんぽ共同健診」に参加し行うものとする。
 - (2) 特定保健指導
特定保健指導は事業所が保有する診療所での実施および全国展開する保健指導機関と委託契約を結び、行うものとする。
2. 実施場所
特定健康診査は、被保険者は事業所が保有する診療所および当健保組合が契約している健診機関で行うものとする。
被扶養者および任意継続被保険者はけんぽ共同健診協議会が契約している健診機関で行うものとする。
なお、けんぽ共同健診協議会は全国の健診機関型と巡回会場型を契約しているので、身近なところで特定健康診査を行うものとする。
特定保健指導は、事業所が保有する診療所での実施および全国展開する保健指導機関に委託し、事業所会議室及び利用者の利便性を考慮した実施場所を選定することとする。
3. 実施項目
特定健康診査の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている次の健診項目とし、被保険者は「定期健診ならびに生活習慣病健診」被扶養者および任意継続被保険者は「けんぽ共同健診」でがん検診等と同時に実施するものとする。
4. 実施時期
特定健康診査および特定保健指導の実施時期は通年とする。
5. 受診方法
事業所が保有する診療所および当健保組合が契約している健診機関で被保険者が受診するときは、会社毎に株式会社イーウェルに特定健康診査等に係る申請書を提出し、同時に健診機関に名簿を提出したうえで、特定健康診査を受診する。
被扶養者および任意継続被保険者は、原則として、特定健康診査等対象者に対し、当健保組合から健診の案内を送付する。
対象者は所定の手続きをけんぽ共同健診協議会事務局へ行い、後日送付される受診券を被保険者証とともに健診機関へ提出して特定健康診査を受診する。
特定保健指導は被保険者、被扶養者および任意継続被保険者の対象者に、事業所が保有する診療所および全国展開する保健指導機関から参加の通知を行い、各会社が指定する場所で行うものとする。
6. 周知・案内方法
周知は、当健保組合が連合組合であるので、事業所に対し、被保険者および被扶養者へ特定健康診査等の受診協力を要請する。
また、ホームページへの掲載等で広く周知していく。
特定保健指導については事業所の要望および状況に応じて実施の説明や協議を行い、順次実施体制の整えていくこととする。
7. 健診データの受領方法
特定健康診査のデータは株式会社イーウェルおよびけんぽ共同健診協議会事務局が契約健診機関からデータを収集し、互換性のある標準仕様の電子データを作成後、当組合で随時受領して、整理保管する。
特定保健指導は、当健保組合が受領した特定健康診査の電子データを事業者が保有する診療所および全国展開する保健指導機関に渡し、特定保健指導実施後、事業所が保有する診療所および全国展開する保健指導機関が作成した互換性のある標準仕様の電子データを当組合で随時受領して、整理保管する。
上記受領したデータについては、カード式入退室システムが設置されている電算管理室において保管し、保管年数は当健保組合が実施した分を含め5年とする。
8. 特定保健指導対象者の選出の方法
特定保健指導の対象者については、数量の面から平成30年度以降も被保険者から行うものとし、その後の状況に応じ、被扶養者への特定保健指導の導入を検討することとする。また、長期の予防効果が見込まれることから、40歳代の対象者から優先して選出し、指導への参加を促すこととする。
ただし、事業所の対象者の特性に応じて対象者の選出については柔軟に対応する。
9. 特定保健指導の実施方法
国の「標準的な健診・保健指導に関するプログラム（改訂版）」に基づき、面接、電話、メール・手紙、WEBなどの方法を用いて実施することとする。
また、面接については対面での面接に加え、ICTを利用した遠隔面接も実施方法として利用する。

個人情報の保護

特定健康診査の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および同法に基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等に定める役員・職員の義務（データの正確性の確保・漏洩防止措置・従業員の監督・委託先の監督等）について周知徹底を図り、さらに保険者において定めている情報セキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止に細心の注意を払う。
被保険者に係る特定健康診査のデータについては、被保険者に対する就業上の不利益取扱いを未然に防ぐ観点から、事業者への特定健康診査等のデータの流出防止措置を講じる。
当健保組合は、東京西南私鉄連合健康保険組合個人情報管理規定を遵守する。
当健保組合のデータ管理者は、専務理事（事務局長）とする。またデータの利用者は当健保組合の担当職員に限る。
外部委託先には、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については、当健保組合により分析したうえで、目標達成のための軌道修正を検討し、理事会等に報告するものとする。
当健保組合としては平成33年度に国等の中間評価の結果および直近3年間の実績を踏まえて評価を行い、目標への整合性を検討し見直しを図る。